

## 県民の愛着と誇りの醸成・とちぎブランド力向上シンポジウム開催業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する県民の愛着と誇りの醸成・とちぎブランド力向上シンポジウム開催業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定める。

### 1 委託業務名

県民の愛着と誇りの醸成・とちぎブランド力向上シンポジウム開催業務

### 2 委託業務の目的

本県では、栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」において本県のブランド確立を目指し「とちぎブランド」を位置付け、ブランド力向上の取組を推進するため「とちぎブランド取組方針」を策定した。

本委託業務は、「とちぎブランド取組方針」に基づき、県民自らがブランド力向上の担い手となるよう、県民一人ひとりの本県への愛着と誇りの醸成を図るものである。

また、県民や県内関係団体・事業者等を対象としたシンポジウムを開催し、本県のブランド力向上に向けた県内の気運醸成・認識の共有を図ることにより、オールとちぎによる取組を一層推進し、本県のブランド力向上を図ることを目的とする。

### 3 委託期間

契約を締結した日から令和2（2020）年3月31日（火）までとする

### 4 委託業務の内容

#### (1) 県民の愛着と誇りの醸成業務

##### ア 内容

- ・県内開催のイベント等、県民が集まる機会や場所を活用し、効果的な本県の魅力・実力の発信を実施すること。
- ・県内のラジオやテレビ、情報サイト、フリーペーパー等の各種媒体を活用し、効果的な本県の魅力・実力の発信を行うこと。
- ・その他、県民の本県への愛着・誇りを醸成する仕掛け、取組を実施すること。

##### イ 留意点

- ・イベント等に必要な装飾や素材等は乙がすべて用意すること。
- ・情報発信に必要な素材は、乙がすべて用意すること。
- ・具体的な実施内容や実施時期については、甲と協議の上決定するものとする。

#### (2) とちぎブランド力向上シンポジウム開催業務

##### ア 内容

- ・「本県の魅力の発信力向上」をテーマに、県民や県内関係団体、事業者等の気運の醸成、認識の共有を図るシンポジウムの構成、内容を企画すること。
- ・企画内容に応じ、講師、司会者、コーディネーター、パネリスト等出演者の手配を行うこと。また、謝金や旅費の支払等を行うこと。
- ・県民のほか、観光関連事業者、食品関連事業者、地域づくり関係団体、農業関係団体等をシンポジウムの参加対象とし、参加案内の送付を行うこと。
- ・シンポジウムについて、効果的な手法により広告及び周知活動を実施すること。  
※参加人数が定員に満たない場合は対策を行うこと。
- ・宇都宮市内の会場（収容人数200～300名程度）の申込み、会場使用料の支払等の手続きを行うこと。

- ・看板類、舞台及び音響照明設備、消耗品等の手配を行うこと。
- ・実施に係る運営マニュアル及び全体の進行台本を作成すること。
- ・進行、演出、会場受付、資料配付、会場整理等、シンポジウムの運営を行うこと。
- ・広報用チラシ（10,000部及びデータ納品）及び会場配布用プログラム（300部）を作成すること。
- ※出演者によるレジュメ等の資料があれば、配付資料として作成すること。
- ・募集受付、問合せ対応、聴講券の制作・郵送等の事務を行うこと。
- ・来場者、出演者、関係者等の受付、誘導、警備等を行い、十分な安全対策を実施すること。
- ・当日の様子の記録（撮影、録音及び講演概要の作成等）を行うこと。なお、撮影は参加者等の許諾を得た上で行うこと。
- ・参加者アンケートを実施し、回収後、とりまとめて分析すること。

#### イ 留意点

- ・シンポジウムの内容は、テーマに沿うことはもとより、PR戦略の取組等において優れた実績や全国的な知名度を有する講師を選定する等、参加を誘引する工夫を盛り込むこと。
- ・具体的な実施内容や出演者等については、甲と協議の上決定するものとする。
- ・実施時期は令和元年8月下旬～9月初旬を基本とし、甲と協議の上決定するものとする。

### 5 実施計画書の提出

乙は、契約締結後遅滞なく、甲と協議の上、仕様書に基づいて委託業務の具体的な実施計画を作成し、甲に「業務実施計画書」（様式任意）として提出するものとする。

### 6 実施報告書の提出

- (1) 乙は、委託業務完了後、「実績報告書」（様式任意）を作成し、甲に提出して、甲の検査を受けるものとする。
- (2) 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

### 7 委託料の支払

委託料の支払は、各委託業務完了後の精算払とする。

### 8 その他

- (1) 業務の成果は、甲に帰属する。
- (2) 乙は、委託業務を自ら実施するものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、あらかじめ甲の承認を受けた上で、他者に委託することができるものとする。
- (3) 甲が提供するデータ以外の著作物の使用は、乙が著作権者の許諾を得ること。なお、これに係る費用は乙の負担とする。
- (4) 委託業務に使用した画像及びイメージ等を甲が使用することについて、乙は著作権に基づく使用料等の請求は行わないものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定める。